**宇都宮大学農学部附属演習林報告発行に関する申合せ**

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　平成11年３月17日　教授会決定

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　一部改正　平成17年２月24日

〃　 平成29年３月21日

　宇都宮大学農学部附属演習林報告（以下「演習林報告」という。）の発行に伴う投稿要領及び編集委員会の設置は，次のとおりとする。

**Ⅰ　投稿要領**

　１　原稿の種類

　　　原稿は，和文叉は欧文（原則として英文）で書かれた未発表の論文及び資料（総説を含む。）に限る。

　　（１）論文とは，独創的な研究で，価値ある結論あるいは実験結果を含むものをいう。

　　（２）資料とは，測定・観察記録，既成の知見の確認など研究者の参考に資するものをいう。

　２　発行回数

　　　演習林報告は，原則として年１回発行する。

　３　投稿資格

　　　投稿者は，宇都宮大学農学部に在職するもの又は農学部の責任教員であるものに限る。ただし，次に掲げる者についてはその限りでない。

　　（１）投稿筆頭者以外の共同執筆者

　　（２）研究内容が編集委員会で在職中の業績と認められた論文及び資料の執筆者

　　（３）研究内容が編集委員会で附属演習林に密接な関連を持つと認められた論文及び資料の執筆者

　４　執筆基準

　　　執筆基準は，別紙「演習林報告執筆基準」のとおりとする。

　５　論文及び資料の原稿

　　　原稿は，この要領及び演習林報告執筆基準に従って書き，事故叉は校正に備えて写しをとっておくものとする。

　　（１）原稿の第１枚目には，和文原稿の場合，①和文表題，②著者名，③欧文表題，④著者のローマ字書きフルネーム及び⑤欄外脚注の順で，欧文原稿の場合，③，④，①，②，⑤の順に記し，いずれの場合もページを改めて本文を書くこと。

　　（２）原稿には，次の各項を記載した別表を添えること。

　　　　　①氏名，②表題，③原稿の種類，④原稿用紙の枚数，⑤図，表，写真のそれぞれの数量，⑥別刷りの所要部数，⑦連絡責任者，⑧その他

　６　投稿手続

　　　原稿は，原則として論文は４月１日から６月30日まで，資料は４月１日から９月30日までに，次により研究部主任を経て編集委員会に提出する。

　　　原稿の部数は正１部，副２部とし，写真は正，副ともに同じものを添付する。

　７　論文原稿の受理及び採否

　　　論文原稿の受理日は，研究部主任に原稿が提出された日とし，論文末尾に原稿受理日を明記する。

　　（１）原稿の採否は編集委員会で審議し，運営委員会の議を経て農学部教授会に諮る。

　　（２）編集委員会は，投稿原稿に原稿について訂正を求めることがある。

　８　校正

　　　著者校正は原則として再校までとし，校正の際は誤植の訂正にとどめ，字句の追加，削除及び文章の移動は行わないものとする。

　９　経費の負担

　　　次に掲げる経費は，当該講座等の負担とする。

　　（１）別刷の100部を超える分

　　（２）カラー写真及びトレース等に要する経費の一部

**Ⅱ　演習林報告編集委員会**

　１　演習林運営委員会（以下「運営委員会」という。）に，演習林報告の発行（毎号）ごとに演習林報告編集委員会（以下「編集委員会」という。）を設置する。

　２　編集委員会は，次の事項を処理する。

　　一　演習林報告の企画，編集及び発行に関すること。

　　二　査読者（原則として２名以上）の決定及び依頼に関すること。

　　三　査読の結果を審査し，意見を添えて農学部附属演習林長（以下「林長」という。）に提出すること。

　３　編集委員会は，次の委員をもって組織する。

　　一　農学部附属演習林次長

　　二　宇都宮大学農学部附属演習林規程第６条に定める研究部主任（以下「研究部主任」という。）

　　三　前２号の委員の外２名以上の委員

　４　編集委員は，運営委員会の議を経て林長が委嘱する。

　５　委員の任期は，当該任務が修了するまでとする。

　６　編集委員会に委員長を置き，研究部主任をもって充てる。

　７　委員長は，編集委員会を招集し，その議長となる。

　８　委員長に事故あるときは，あらかじめ委員長の指名する委員が，その職務を代行する。

　９　編集委員会は，委員の過半数の出席をもって成立する。

　10　編集委員会の審議は，出席者の過半数をもって決し，可否同数のときは，議長の決するところによる。

　11　林長は，編集委員会の審議結果を運営委員会の議を経て，意見を添えて教授会に提出する。

**Ⅲ　著作権**

　　演習林報告に掲載された論文及び資料に関わる著作権は，農学部に帰属する。

　　　**附　記**

　この申合せは，平成11年４月１日から適用する。

　　　**附　記**

　この申合せは，平成17年２月24日から適用する。

　**附　記**

　この申合せは，平成29年４月１日から適用する。